



令和5年4月17日  
浦安市立浦安中学校 保健室



## ご入学・ご進級おめでとうございます！！

新年度が始まりました。4月は、環境の変化と多くの行事で緊張が続き、自分で思っているより心も体も疲れています。十分な睡眠と栄養をとって、元気に学校生活を送れるようにしましょう。

### 学校医・学校薬剤師の紹介

健康診断や環境衛生検査の他、みなさんの健康に関する相談にのっていただきます。

科目	医師名	医療機関名	住所	電話
内科	上田 建先生	上田クリニック	猫実3-18-12	354-1711□
	本橋 尚子先生	明海皮ふ科	美浜1-9-2浦安ブライツビル7F	374-3636□
	水野 太起先生	みずのクリニック	猫実5-18-20	352-7711
眼科	鹿島佳代子先生	かつなんクリニック	当代島3-5-1	355-1350□
耳鼻科	小野 健一先生	浦安耳鼻咽喉科	北栄3-8-1グローリーマンション1F	316-8733
歯科	高梨 一幸先生	たかなし歯科医院	当代島3-14-7	304-1380□
	市川 勝一先生	市川歯科クリニック	海楽2-12-4	355-2211
	泉沢 司先生	泉沢歯科医院	猫実4-13-12	351-6811□
	久後 佑介先生	新浦安ブライツ歯科	明海4-1-1ニューコスト3F	303-3012□
薬剤師	北村 千史先生			

1年間よろしくお願ひします



養護教諭の奥田真里子(おくだまりこ)です。  
みなさんが、体も心も元気に過ごせるようサポートしていきたいと思ひます



## \*\*保健室の利用について\*\*



- ①来室は、できるだけ休み時間や放課後にし、休養は1時間をめやすにします。
- ②保健室にけがや体調不良で来室する場合は、必ず、教科担任や学年の先生にことわってから来て下さい。(近くに先生がいなときはクラスの人に伝える。)
- ③保健室の先生がいなときは職員室の先生に声をかけてください。
- ④具合の悪い人が休みます。保健室では大声で騒がないようにしてください。
- ⑤傷口が汚れているときは水道できれいに洗ってから来室してください。

⑥保健室は応急処置の場です。継続的なけがの手当て(湿布の貼りかえなど)は病院や家庭で行いましょう。

⑦保健室の中の器具は、先生の許可を得て使うようにしてください。

⑧保健室から貸し出したもの(ゆたんぼなど)は次の人にために、使わなくなったらすぐに返却してください。

## 保護者の皆様へご協力のお願ひ

### 1. 体調が悪くなったときの対応について

学校で急に具合が悪くなったときは、保健室で休養して様子を見ます。その後、回復が見られない場合や発熱のある場合には早退していただくこととなりますが、保護者の方(または健康調査票にご記入いただいた代理の方)に連絡をいたしますので、ご家庭で休養させていただけるようお願いいたします。

## 2. けがをしたときの対応について

保健室では、学校でけがをした際の応急手当を行います。医療機関に受診が必要と思われる場合には、保護者の方に連絡をし、受診やお迎えをお願いしております（その際には保険証をお持ちください）。ご都合のつかない場合はご相談ください。

また、緊急な対応が必要な場合には、万が一連絡が取れなくても、お子様の安全を第一に考え、医療機関にかかる場合もありますので、ご了承ください。なお、健康調査票にご記載があればそちらを優先しますが、休診等により受診できない場合は、近隣や学校医の医療機関に移送します。

※健康調査票に記入した緊急連絡先に変更があった場合は、お早めに担任へお知らせください。

## 3. 日本スポーツ振興センターの手続きについて

学校管理下（登下校中・授業中・部活動中等）で発生した災害（けが）について医療機関を受診した場合、同一の災害に対して保険診療で支払った窓口の自己負担額（3割負担）が総額1,500円（院外処方含む）を超えた場合は、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となります。申請に必要な書類をお渡します。受診したときは職員へご連絡ください。（スポーツ振興センターの加入同意書は入学または転入時に配付しています。）

### ご注意ください！

浦安市では、中学3年まで『子ども医療費助成受給券』が使用できますが、日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となる学校管理下で発生したけが等については、原則として受給券が使用できません。

医療機関を受診される場合は、受付で学校でのけがであることを伝えていただき、受給券は使用せずに診療費の支払いを行い、後日学校でスポーツ振興センター申請の手続きを行ってください。

※スポーツ振興センターからの給付金は、保険証を使つての窓口負担額、3割分に対して4割分が支給されます。

## 4. 出席停止の手続きについて

学校感染症にかかった場合、学校保健安全法の規定により、出席停止の扱いとなります（欠席扱いにはなりません）。医師から診断を受けましたら、できるだけ早く学校へご連絡をお願いします。出席停止の期間は医師の指示によりご家庭で療養していただき、登校する時に「学校感染症治癒報告書」を提出してください。

百日咳、麻疹（はしか）、風疹、流行性耳下腺炎、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、インフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症等の感染症またはその疑いと医師が診断したもの。新型コロナウイルス感染症は今のところ、自己検査による陽性も対象です。

学校からお渡りする「**学校感染症治癒報告書**」に**保護者の方が記入し**、学校にご提出ください。

### 感染症予防に引き続きご協力をお願いします

5月8日に新型コロナウイルス感染症は法律上の分類が5類へ変更されますが、ウイルスの性質は変わらず、感染しにくくなったとか、かかった時の症状が軽くなったということではありません。

繰り返し感染することで、重症化や後遺症のリスクが上がることも報告されていますので、個々に感染対策を継続することが必要です。**手洗いとアルコール消毒、登校前の検温、健康チェック**を確実に行ってください。特に、発熱やかぜ症状がある人は登校や外出を控えるようご協力をお願いします。

マスク着用の有効性については、裏面をご参照ください。